

平成 24 年度決算に見る東根市の財政状況

東根市の財政の  
すがたを  
おしらせします

平成 25 年 9 月

山形県東根市

## はじめに

三位一体の改革による地方分権の流れ、国政における相次ぐ政権交代など、大きな変革の時代を迎え、自治体間競争が激しくなる中、進展する少子・高齢化社会への対応、循環型社会や安全安心な社会の構築など、時代に即応した対応が求められています。

こうした課題を踏まえ、平成 23 年度からスタートした第 4 次総合計画「しあわせつくる 学びと交流のまち」の実現を目指し、市民と行政の協働によるまちづくりを行政運営の基本に据え、地域主権を推し進めながら、限られた財源で最大の効果を発揮し、常に新たな行政需要に取り組んでいます。

本市の財政状況を掲載いたしますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

## 目次

- 1．本市会計について
- 2．普通会計歳入・歳出決算額
- 3．歳入の状況
- 4．市税の状況
- 5．歳出の状況
- 6．収支の状況
- 7．市債の状況
- 8．基金の状況
- 9．財政指標について
- 10．プライマリーバランスについて

## 1. 東根市の会計について

東根市の財政は、次の会計で構成されています。

### 一般会計

東根市の会計の中心であり、行政運営の基本的な経費がまとめられています。

企業でいえば親会社にあたり、みなさんの税金を受け入れたり、次に紹介する特別会計や企業会計の事業に必要な経費を繰出したりします。

### 特別会計

特定の事業を行う場合や特定の収入により特定の支出に充てる場合、その経費を明らかにするため、一般会計と区別してまとめられています。平成24年度では7の特別会計があります。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) 国民健康保険特別会計  | (2) 東根財産区特別会計       |
| (3) 公共下水道事業特別会計 | (4) 一本木土地区画整理事業特別会計 |
| (5) 介護保険特別会計    | (6) 市営墓地特別会計        |
| (7) 後期高齢者医療特別会計 |                     |

### 公営企業会計

東根市が経営する、原則として独立採算による事業で、経理の方法は一般会計や特別会計とは異なり、民間会社と同じ複式簿記により損益計算書等を作成しています。東根市が経営する公営企業は次の2つです。

- |            |               |
|------------|---------------|
| (1) 水道事業会計 | (2) 工業用水道事業会計 |
|------------|---------------|

一般会計と特別会計の間では、一般会計から一定の基準に従って必要な経費を繰出したり、反対に特別会計から一般会計へ繰入れをしています。また、公営企業会計へは、一般会計から負担金を支出しています。このように、一般会計と特別会計、公営企業会計は、それぞれ独立して予算を編成し、決算していますが、全体として東根市の財政を形づくっています。

この「東根市の財政のすがた」では、原則として、一般会計と特別会計の一部が構成する普通会計について取り上げていきます。普通会計は、全国の自治体と同じ条件で比較をするための概念として、毎年全自治体で作成している「地方財政状況調査（決算統計）」の会計単位です。

平成24年度普通会計を構成する本市会計

一般会計、一本木土地区画整理事業特別会計、市営墓地特別会計

## 2. 普通会計歳入・歳出決算額

### 1) はじめに

本市の財政規模は、平成 15・16 年度に実施した「さくらんぼタントクルセンター建設事業」の臨時的要因を除けば、平成 20 年度までは横ばい状態にあります。このことは、景気の低迷に伴う税収の上げ止まりや、国、地方の行政改革を踏まえ、大規模な公共事業で積極的に建設するハード中心の施策を抑制してきたことが大きな要因としてあげられます。そして、大森小学校の整備を行った平成 21・22 年度には、国の経済対策ともあいまって再び増加しております。

平成 22 年度までは、「快適空間 - やすらぎと交流のまち」を将来像に、東根市の特性・個性を活かし、市民と行政との協働による 21 世紀初頭 10 年間の総合計画に基づき、その施策のひとつとして「協働のまちづくり」を掲げ、市民の主体的なまちづくりへの参画を推進する「市民まちづくり事業」や「NPO 法人の組織化と行政事務への参加」など、様々な施策の転換を図ってきました。

平成 23 年度からは、平成 32 年までの期間で「しあわせつくる 学びと交流のまち」を目指した第 4 次総合計画を策定し、東根地区まちづくり交付金事業による東根公民館を整備、さらに、大森山周辺に子どもの遊び場が完成しています。

後年度に予定されている公益文化施設整備関連事業等の大型建設事業に備え、各種事業の必要性、緊急性、優先度等を考えながら将来像の実現に向けた具体的な取り組みが求められています。

### 2) 普通会計決算額について

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算は、それぞれの会計ごとに市議会で認定を受けて決算額を確定します。一般会計と 2 つの特別会計で構成される普通会計では、「地方財政状況調査」という地方公共団体の決算に関する統計を毎年、全国統一の基準でまとめています。

地方財政状況調査は、予算の執行を通じて地方公共団体がどのような財政運営をしたのか、その検証の基礎となるもので、類似団体との比較などにより財政分析による自己診断も可能です。経常収支比率及び公債費比率などの財政指標は、この調査に基づき普通会計を対象として算出したものです。

### 3) 平成 24 年度普通会計決算

(単位：千円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額
一般会計	17,887,555	16,999,966
一本木土地区画整理事業特別会計	2,740	2,740
市営墓地特別会計	5,045	4,009
小計(A)	17,895,340	17,006,715
統計に係る調整額(B)	5,020	5,020
決算額(純計 A-B)	17,890,320	17,001,695

普通会計決算では、対象となる一般会計と特別会計を単純に合算すると、会計間の繰り出し、繰り入れなどが重複するので、統計に係る調整額＝重複部分（Ｂ）を除いて計算した純計を決算額としています。

平成 24 年度の東根市普通会計決算額

歳入 178 億 9,032 万円

歳出 170 億 169 万 5 千円

となりました。

平成 24 年度普通会計決算の歳入は、年少扶養控除の廃止に伴う個人市民税の増や緩やかな回復傾向があった法人市民税の増等により基準財政収入額が増加したことや、単位費用の引下げ等により基準財政需要額が減少したこと等から地方交付税が減額になりました。また、小学校耐震改修工事や公共文化施設整備基金積立等の国庫支出金及び地方債が減額となったことから、前年度比 5.0%減の 178 億 9,032 万円となりました。

歳出は、前年度と比べ財政調整基金をほぼ同額で維持したことや公共文化施設整備基金への積立てが減額となったこと、大型建設事業完了に伴う影響により投資的経費が減額となったこと等から、対前年度比 5.6%減の 170 億 169 万 5 千円となりました。

歳入内訳

(単位：千円)

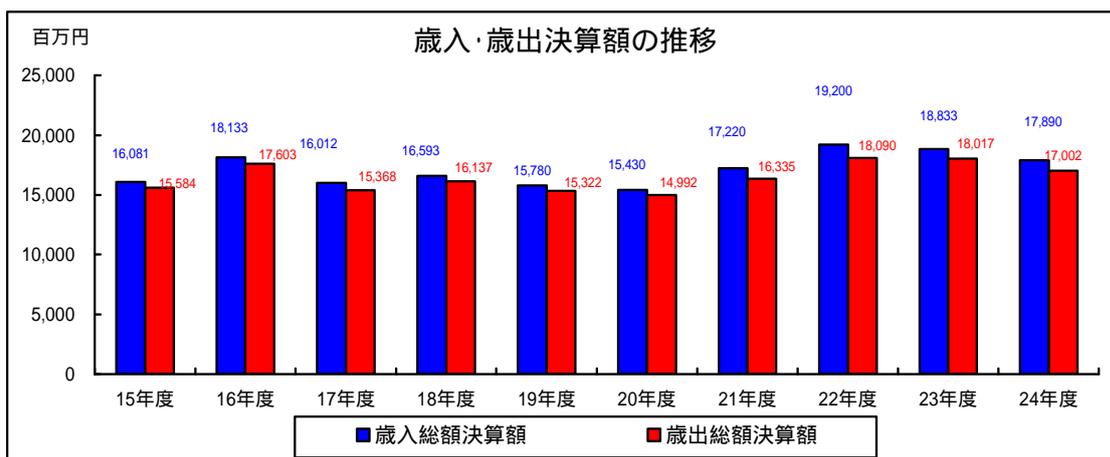
区 分	平成24年度		平成23年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 地方税	6,237,183	34.9%	6,223,399	33.0%	13,784	0.2%
2. 地方譲与税	163,884	0.9%	184,540	1.0%	-20,656	-11.2%
3. 利子割交付金	11,088	0.1%	12,750	0.1%	-1,662	-13.0%
4. 配当割交付金	5,716	0.0%	5,392	0.0%	324	6.0%
5. 株式等譲渡所得交付金	1,617	0.0%	1,732	0.0%	-115	-6.6%
6. 地方消費税交付金	453,541	2.5%	447,438	2.4%	6,103	1.4%
7. ゴルフ場利用税交付金	729	0.0%	731	0.0%	-2	-0.3%
8. 自動車取得税交付金	47,635	0.3%	37,186	0.2%	10,449	28.1%
9. 地方特例交付金	30,578	0.2%	68,921	0.4%	-38,343	-55.6%
10. 地方交付税	4,510,187	25.2%	4,892,396	26.0%	-382,209	-7.8%
11. 交通安全対策特別交付金	8,715	0.0%	8,304	0.0%	411	4.9%
12. 分担金及び負担金	66,354	0.4%	66,514	0.3%	-160	-0.2%
13. 使用料	258,788	1.4%	260,763	1.4%	-1,975	-0.8%
14. 手数料	32,917	0.2%	31,990	0.2%	927	2.9%
15. 国庫支出金	1,864,845	10.4%	1,976,860	10.5%	-112,015	-5.7%
16. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	26,100	0.1%	28,995	0.2%	-2,895	-10.0%
17. 県支出金	1,301,111	7.3%	1,214,533	6.4%	86,578	7.1%
18. 財産収入	28,581	0.2%	16,030	0.1%	12,551	78.3%
19. 寄付金	6,879	0.0%	1,427	0.0%	5,452	382.1%
20. 繰入金	17,099	0.1%	21,186	0.1%	-4,087	-19.3%
21. 繰越金	815,622	4.6%	1,109,951	5.9%	-294,329	-26.5%
22. 諸収入	697,251	3.9%	765,694	4.1%	-68,443	-8.9%
23. 地方債	1,303,900	7.3%	1,456,200	7.7%	-152,300	-10.5%
歳入合計	17,890,320	100.0%	18,832,932	100.0%	-942,612	-5.0%

## 歳出内訳

(単位：千円)

区 分	平成24年度		平成23年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 人件費	2,653,577	15.6%	2,772,981	15.4%	-119,404	-4.3%
2. 物件費	2,059,874	12.1%	2,058,650	11.4%	1,224	0.1%
3. 維持補修費	632,629	3.7%	701,594	3.9%	-68,965	-9.8%
4. 扶助費	2,546,926	15.0%	2,457,574	13.6%	89,352	3.6%
5. 補助費等	1,699,409	10.0%	1,748,614	9.7%	-49,205	-2.8%
6. 公債費	2,235,369	13.1%	2,271,001	12.6%	-35,632	-1.6%
7. 積立金	413,584	2.4%	1,012,928	5.6%	-599,344	-59.2%
8. 投資及び出資金・貸付金	377,100	2.1%	440,800	2.4%	-63,700	-14.5%
9. 繰出金	1,952,637	11.5%	1,910,192	10.6%	42,445	2.2%
10. 投資的経費	2,430,590	14.3%	2,642,976	14.7%	-212,386	-8.0%
歳出合計	17,001,695	100.0%	18,017,310	100.0%	-1,015,615	-5.6%

## 4) 普通会計歳入・歳出決算額の推移



## 3. 歳入の状況

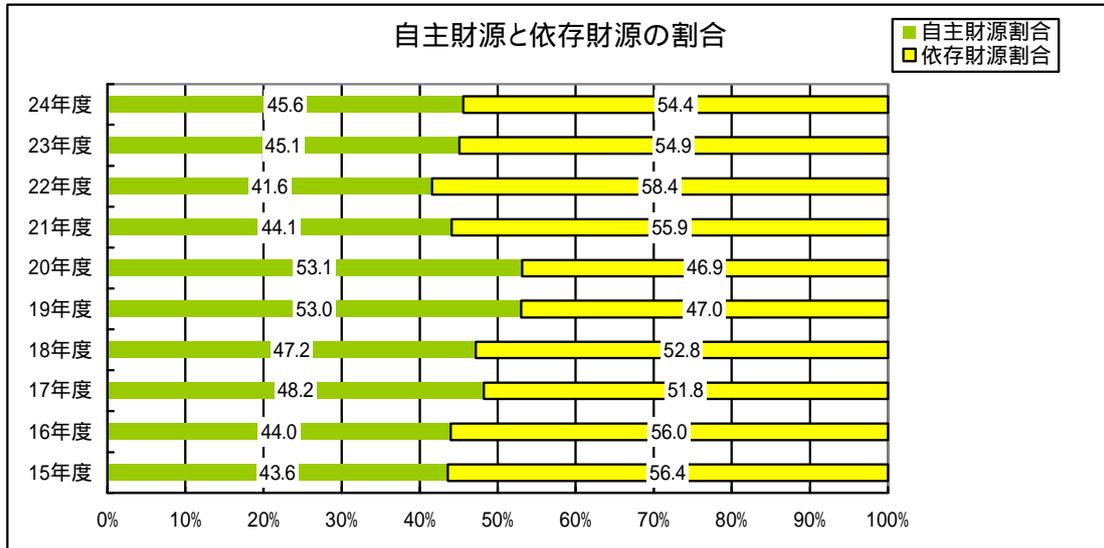
### 1) 自主財源と依存財源

東根市の歳入構造を見ると、従前は、市税などの自主財源に比べて、地方交付税や国・県支出金、地方債などの依存財源が半数以上を占めておりましたが、三位一体の改革に伴い、平成19年度から税源移譲が実施され、国庫補助金の削減と市県民税所得割の税率改正が行われ、平成19・20年度決算では、依存財源よりも自主財源の方が大きくなりました。税源移譲による自主財源の増加により、地方が自らの支出を自らの権限、責任、

財源で賄う割合が増えたこととなります。

しかし、平成 21・22 年度は、世界同時不況の影響を受け、市税等自主財源が減少し、地方交付税や国庫支出金などの依存財源が再び増加しております。

平成 24 年度は、地方交付税や国庫支出金、地方債等が減額となったため依存財源が減少する要因となっております。



平成24年度歳入決算（自主財源及び依存財源別）の状況

（単位：千円）

区 分	平成24年度		平成23年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 地方税	6,237,183	34.9%	6,223,399	33.0%	13,784	0.2%
2. 分担金及び負担金	66,354	0.4%	66,514	0.4%	-160	-0.2%
3. 使用料	258,788	1.4%	260,763	1.4%	-1,975	-0.8%
4. 手数料	32,917	0.2%	31,990	0.2%	927	2.9%
5. 財産収入	28,581	0.2%	16,030	0.1%	12,551	78.3%
6. 寄附金	6,879	0.0%	1,427	0.0%	5,452	382.1%
7. 繰入金	17,099	0.1%	21,186	0.1%	-4,087	-19.3%
8. 繰越金	815,622	4.6%	1,109,951	5.9%	-294,329	-26.5%
9. 諸収入	697,251	3.9%	765,694	4.1%	-68,443	-8.9%
自主財源合計(C)	8,160,674	45.6%	8,496,954	45.1%	-336,280	-4.0%
1. 地方交付税	4,510,187	25.2%	4,892,396	26.0%	-382,209	-7.8%
2. 地方譲与税	163,884	0.9%	184,540	1.0%	-20,656	-11.2%
2. 国庫支出金	1,864,845	10.4%	1,976,860	10.5%	-112,015	-5.7%
3. 県支出金	1,301,111	7.3%	1,214,533	6.4%	86,578	7.1%
4. 地方債	1,303,900	7.3%	1,456,200	7.7%	-152,300	-10.5%
5. その他	585,719	3.3%	611,449	3.2%	-25,730	-4.2%
依存財源合計(D)	9,729,646	54.4%	10,335,978	54.9%	-606,332	-5.9%
歳入合計(C)+(D)	17,890,320	100.0%	18,832,932	100.0%	-942,612	-5.0%

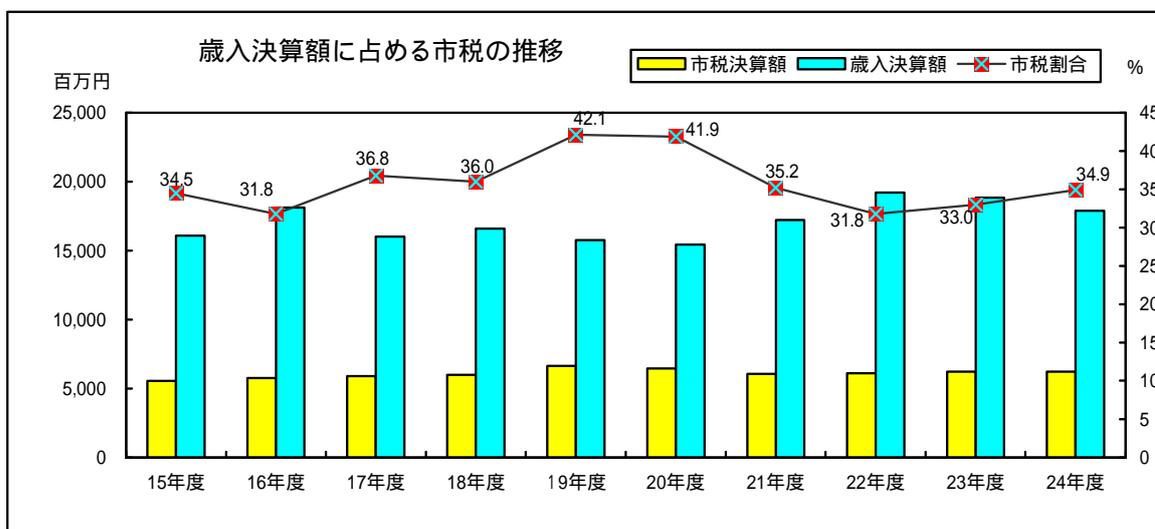
## 4. 市税の状況

東根市の歳入の約 1/3 は、市民や企業のみなさんに納めていただいた市税です。

市税は、平成 18 年度までは 50 億円台で推移していましたが、三位一体改革に伴う税源移譲により、個人市民税所得割が大きく増加したことなどから、平成 19 年度に初めて市税収入が 60 億円を超えております。また、平成 22 年度までは景気低迷による市民税の減などで、歳入総額に占める割合が減少しましたが、平成 24 年度は 34.9%まで回復しています。

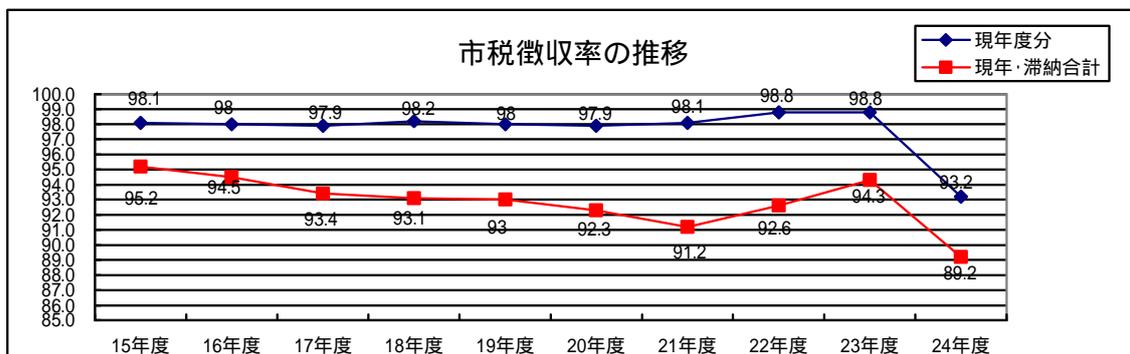
市税徴収率については、収納対策本部の設置や納税相談員の配置、増員に加え、平成 18 年度から、国税庁 OB を納税アドバイザーに迎えるなど、市独自の取組も積極的に行っています。

平成 24 年度の現年度分徴収率は、租税条約に基づく徴収猶予により法人市民税で収入未済額が発生したため、93.2%となり前年度比 5.6%減少しています。



(単位:百万円%)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳入決算額 a	16,081	18,133	16,012	16,593	15,780	15,430	17,220	19,200	18,833	17,890
市税決算額 b	5,544	5,758	5,886	5,976	6,649	6,466	6,061	6,097	6,223	6,237
b/a	34.5	31.8	36.8	36	42.1	41.9	35.2	31.8	33.0	34.9

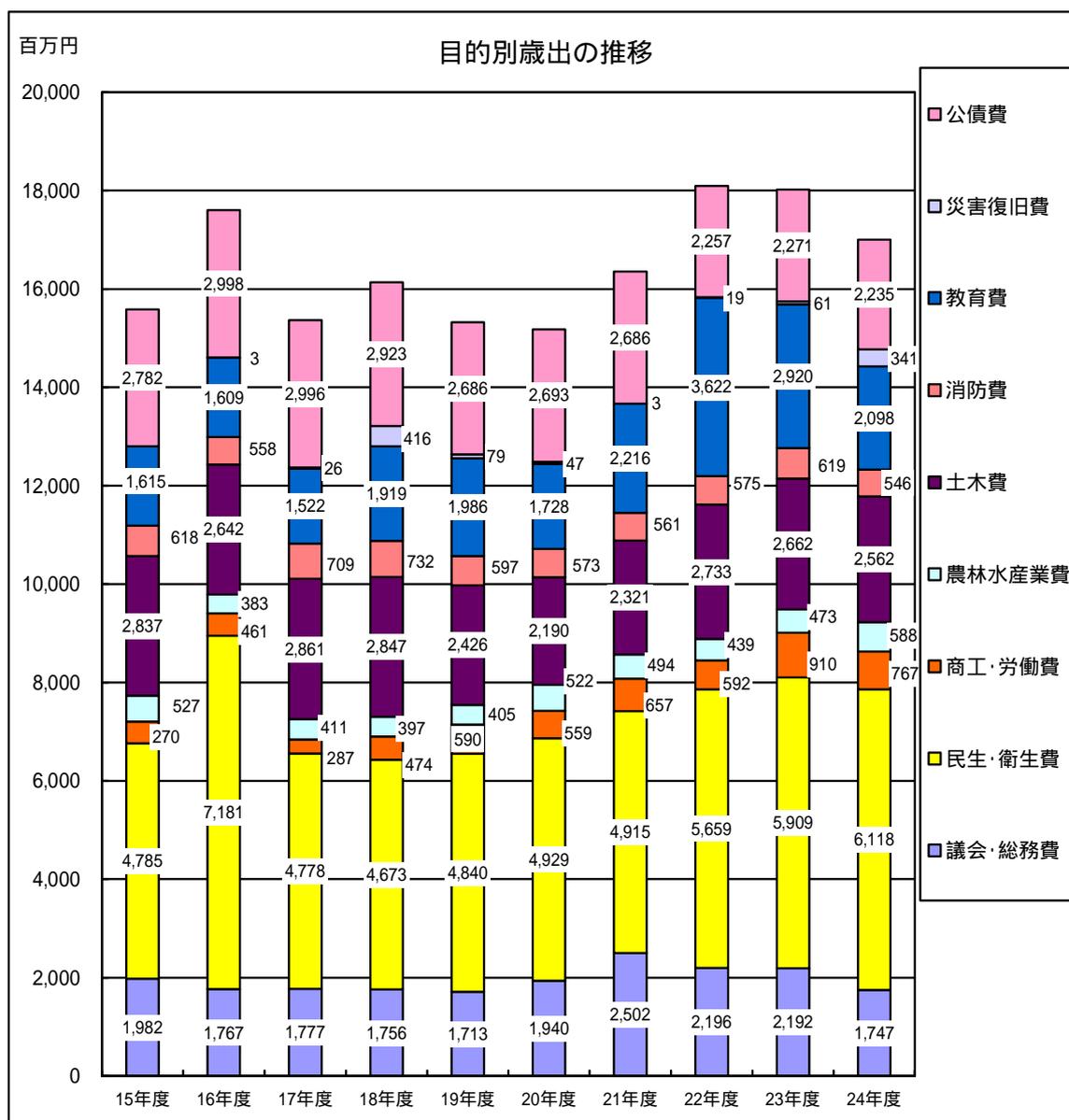


## 5 . 歳出の状況

### ( 1 ) 目的別歳出の推移

本市の歳出を目的別に見ると、平成 24 年度においても、前年度同様、民生・衛生費が最も多く 36.0%を占めて、次いで土木費が 15.1%となっています。教育費は、小学校耐震改修工事や公共文化施設整備基金積立が減などの影響により、前年度の 16.2%から 12.3%と大きく減となっています。

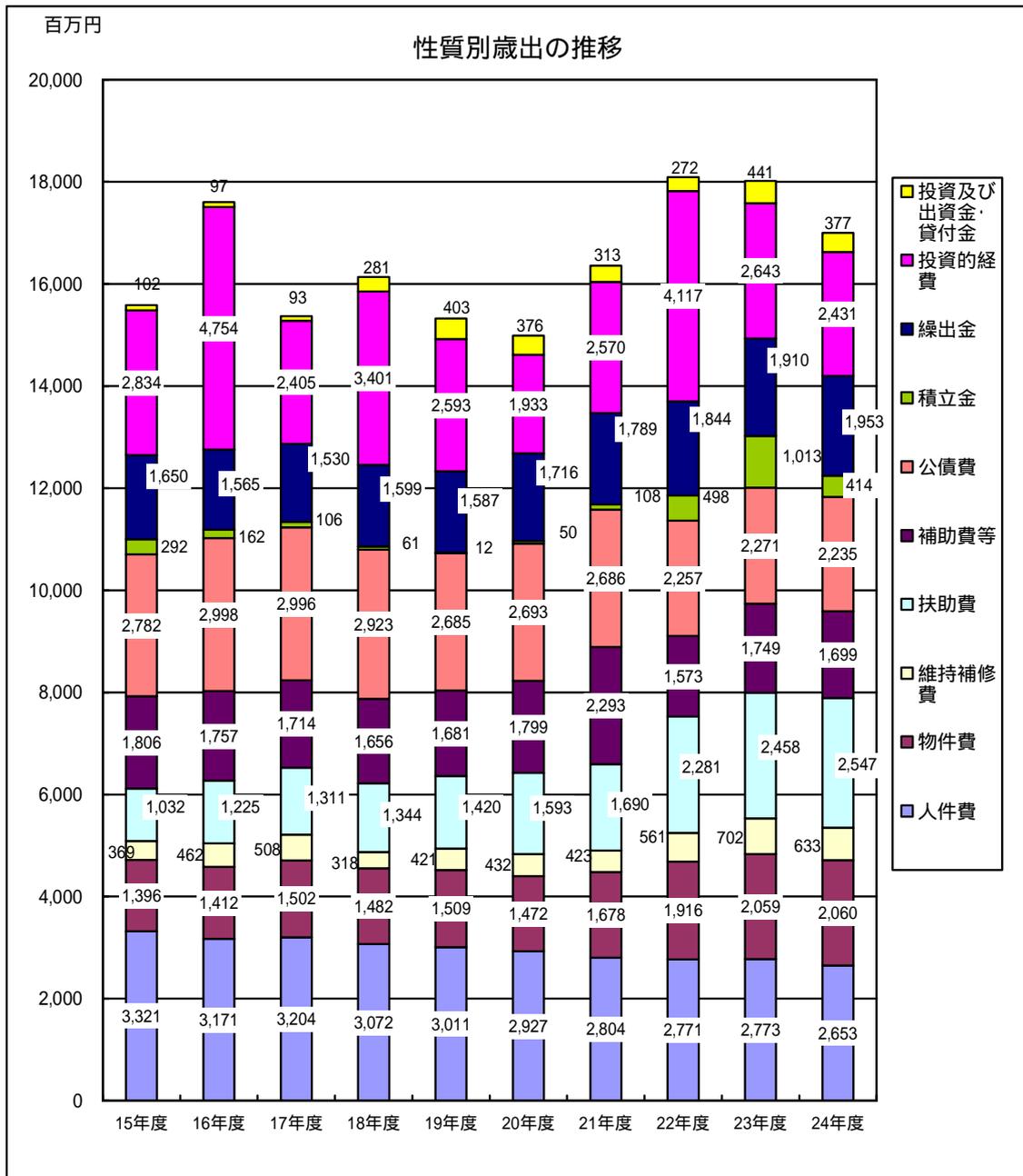
時系列的に見れば、平成 16 年度さくらんぼタントクルセンター建設に伴う民生費や平成 21・22 年度の大森小学校整備と平成 23 年度には公共文化施設整備基金積立等に係る教育費などが大きくなっているのが特徴です。近年では、市債発行の抑制や P F I 事業の導入により公債費の歳出総額に占める割合が減少してきています。



## (2) 性質別歳出の推移

本市の歳出を性質別に見ると、投資的経費においては大型建設事業の実施により一時的な増減がありますが、一方、扶助費、物件費の割合は年々高くなっています。人件費、福祉サービス経費等の扶助費、公債費は支払が義務づけられ任意に節減できない経費であり義務的経費といわれています。

近年、人件費は職員数の削減などによる職員給の減少を背景に、公債費は市債発行の抑制やPFI事業の導入により、その割合は低下傾向にあります。扶助費と物件費は増加傾向にあります。



### (3) 義務的経費

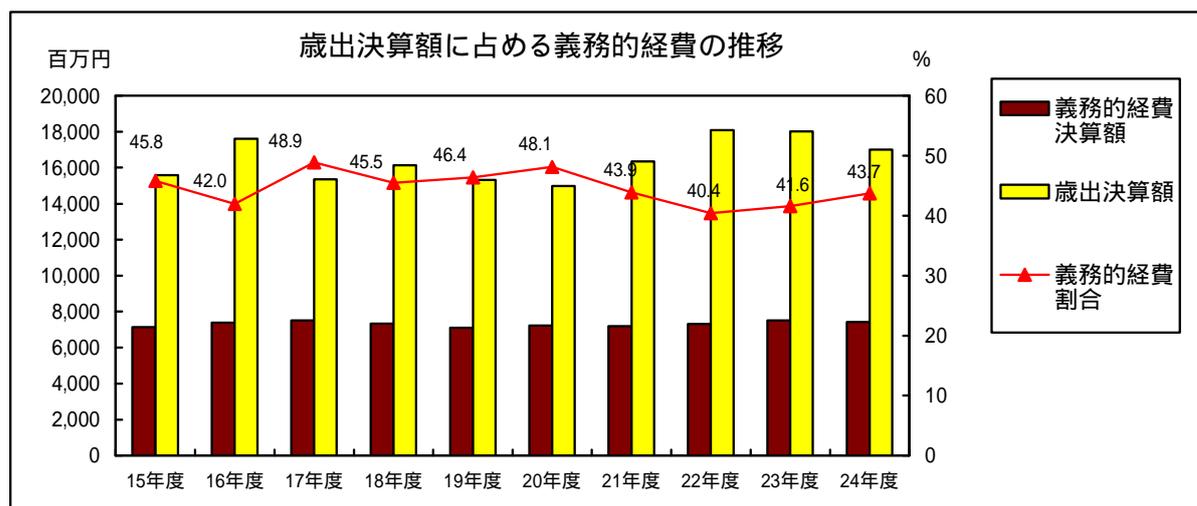
地方公共団体の歳出のうち、人件費、扶助費、公債費については、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費として、義務的経費といいます。歳出に占める義務的経費の割合が高いと、財政が硬直化し、財政構造の悪化が懸念されます。本市の歳出に占める義務的経費は、扶助費が増加しており、その割合は年々増加傾向にあります。人件費や公債費の抑制により他市に比べまだまだ低い状態にあります。

減少する歳入に対しては、義務的経費への財源を除く政策的財源をどのように確保していくか、また、義務的経費をどのようにして抑制していくかが、今後の行政運営の大きなテーマとなっています。

(単位:百万円%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳出決算額b	15,584	17,603	15,368	16,137	15,322	14,992	16,355	18,090	18,017	17,002
義務的経費a	7,135	7,394	7,510	7,339	7,116	7,213	7,181	7,309	7,501	7,435
人件費	3,321	3,171	3,204	3,072	3,011	2,927	2,804	2,771	2,773	2,653
扶助費	1,032	1,225	1,310	1,344	1,420	1,593	1,691	2,281	2,458	2,547
公債費	2,782	2,998	2,996	2,923	2,685	2,693	2,686	2,257	2,271	2,235
義務的経費割合a/b	45.8	42	48.9	45.5	46.4	48.1	43.9	40.4	41.6	43.7
投資的経費	2,834	4,754	2,405	3,401	2,593	1,933	2,570	4,117	2,643	2,431
補助	435	577	286	711	409	155	818	2,058	1,451	1,061
単独	2,399	4,177	2,119	2,690	2,184	1,778	1,752	2,059	1,192	1,370
その他の経費	5,615	5,455	5,453	5,397	5,613	5,846	6,604	6,664	7,874	7,136
物件費	1,396	1,412	1,502	1,482	1,509	1,472	1,678	1,916	2,059	2,060
維持補修費	369	462	508	317	421	432	423	561	702	633
補助費等	1,806	1,757	1,714	1,656	1,681	1,799	2,293	1,573	1,749	1,699
積立金	292	162	106	61	12	50	108	498	1,013	414
投資・出資金・貸付金	102	97	93	281	403	376	312	272	441	377
繰出金	1,650	1,565	1,530	1,599	1,588	1,716	1,789	1,844	1,910	1,953

百万円単位での調製のため積み上げと合計が一致しない場合がある。

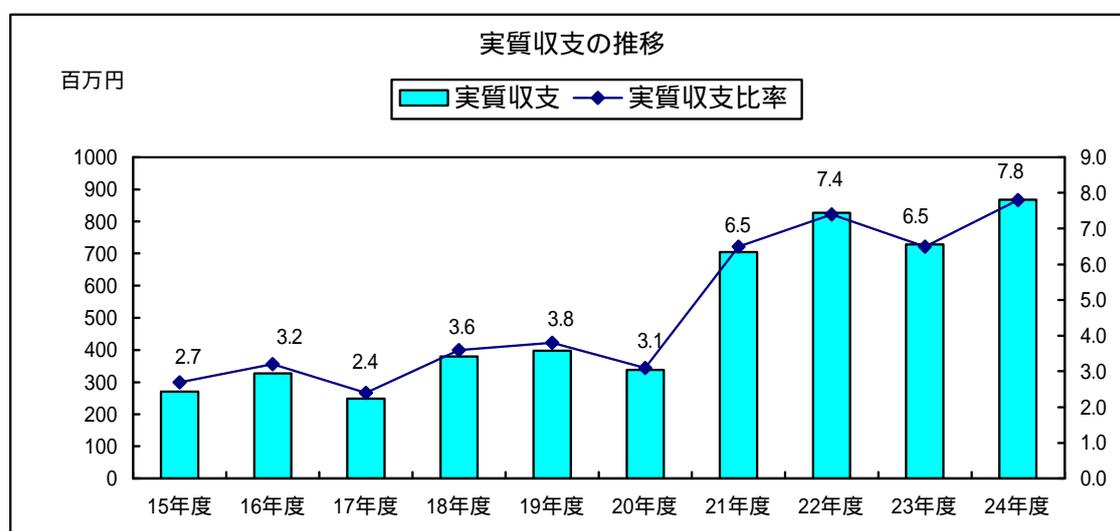


## 6 . 実質収支の状況

### ( 1 ) 実質収支・実質収支比率

歳入と歳出との収支を見る指標に、実質収支があります。実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額を言います。実質収支が標準財政規模（一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示す数値）に対する割合を実質収支比率といい、市町村の特殊性や経済状況等に大きく影響されますが、一般的には3～5％程度が好ましいとされています。近年は国の経済対策実施や法人税の回復傾向等が加味された平成21年度以降は、本市の実質収支比率も概ね6％以上で若干高めに推移しています。

なお、この数値が赤字の場合には財政運営が不健全な状態であり、黒字であっても黒字幅が減少し続けている場合には、健全性に対する警鐘として認識する必要があります。赤字の場合、後述する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における「実質赤字比率」が発生し、標準財政規模に応じて11.25～15％で早期健全化団体として健全化が求められ、20％を超えると財政再生団体として実質国の管理下に置かれます。



(単位: 百万円 %)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実質収支額a	270	327	249	380	398	338	705	827	729	868
標準財政規模b	9,916	10,095	10,279	10,447	10,472	10,752	10,893	11,117	11,149	11,161
実質収支比率a/b	2.7	3.2	2.4	3.6	3.8	3.1	6.5	7.4	6.5	7.8

## (2) 実質単年度収支

単年度収支（当年度実質収支 - 前年度実質収支）のなかには、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金の取崩）が含まれています。仮にこれらの要素がなかったと仮定した場合、単年度収支がどのようになったかをみるのが実質単年度収支です。

平成 24 年度決算では、形式収支は 8 億 8,862.5 万円ですが、ここから 25 年度に繰り越す事業の財源である 2,065 万円を差引くと実質収支は 8 億 6,797.5 万円となります。前年度の実質収支との差引 1 億 3,886.6 万円に黒字要素である財政調整基金積立金 806.3 万円を加え、これから財政調整基金取崩 842.4 万円を差引きした実質単年度収支は、1 億 3,850.5 万円の黒字となります。

### 平成24年度 実質単年度収支の状況

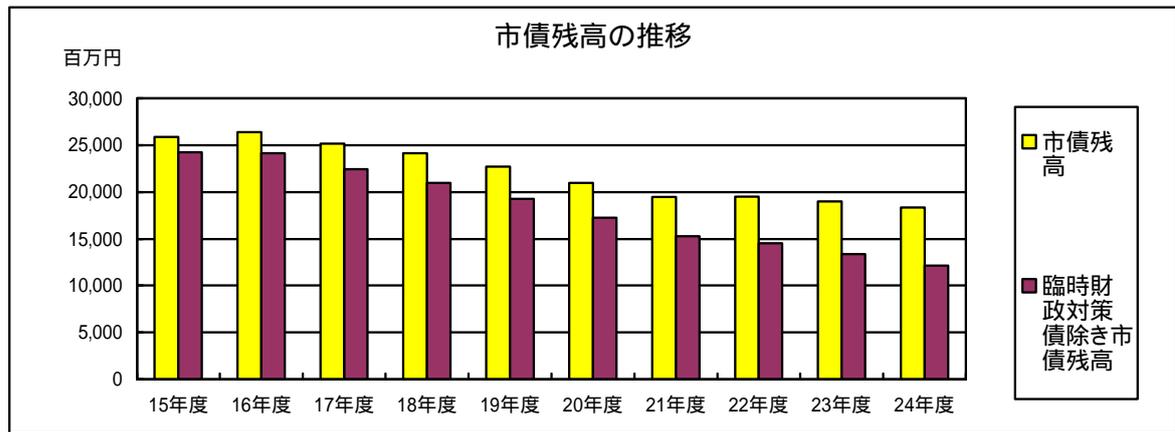
(単位：千円・%)

	24年度	23年度	増減	増減率
(1) 歳入決算額	17,890,320	18,832,932	-942,612	-5.0
(2) 歳出決算額	17,001,695	18,017,310	-1,015,615	-5.6
(3) 形式収支(1)-(2)	888,625	815,622	73,003	9.0
(4) 繰越財源	20,650	86,513	-65,863	-76.1
(5) 実質収支(3)-(4)	867,975	729,109	138,866	19.0
(6) 前年度実質収支	729,109	827,477	-98,368	-11.9
(7) 差引(5)-(6)	138,866	-98,368	237,234	-241.2
(8) 財政調整基金積立金	8,063	409,050	-400,987	-98.0
(9) 市債繰上償還	0	0	0	-
(10) 財政調整基金取崩	8,424	10,164	-1,740	-17.1
(11) 実質単年度収支(7)+(8)+(9)-(10)	138,505	300,518	-162,013	-53.9

## 7. 市債の状況

市債は、施設や学校の建設や道路整備等のための借金です。市債残高は、当年度の償還元金が借入を上回れば、その差の分だけ減少します。土地区画整理事業、山形新幹線延伸関連事業、教育施設整備事業、さくらんぼタントクルセンター建設事業等、大型事業に伴い多額の市債を発行してきた結果、本市の市債残高は増加してきましたが、市債発行の抑制や繰上償還の実施などに努めてきたことから、平成 24 年度末市債残高は、前年度比 3.3%減の 183 億 7,148.1 万円となり、市民一人当たり約 38 万 7,900 円余となっています。

また、平成 13 年度から地方財政計画の財源不足を補うため、地方交付税の代替として措置された市債に「臨時財政対策債」があります。これは、地方交付税の基準財政需要額の一部を縮減した部分を借入の限度額とするもので、市債発行に係る元利償還額の全額が、後年度地方交付税措置の対象とされています。



市債残高推移

(単位: 百万円 %)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
市債残高	25,887	26,401	25,184	24,121	22,716	20,979	19,468	19,486	19,002	18,371
うち臨時財政対策債	1,630	2,271	2,749	3,157	3,475	3,732	4,173	4,973	5,634	6,253
臨時債除く市債残高	24,257	24,130	22,435	20,964	19,241	17,247	15,295	14,513	13,368	12,118

平成 18 年度以降、公債費負担適正化計画に基づき、市債発行の抑制を図っているほか、平成 15 年度から平成 20 年度までに継続的に民間資金の繰上償還を行ったことなどから、市債残高は減少傾向にあります。国の財源不足による臨時財政対策債の発行額が増加しています。

また、臨時財政対策債を除いた実質的な市債残高は、平成 24 年度末では前年度より 12 億 5,012.8 万円減の 121 億 1,803.2 万円となっており、図からも明らかとなり、年々減少しています。

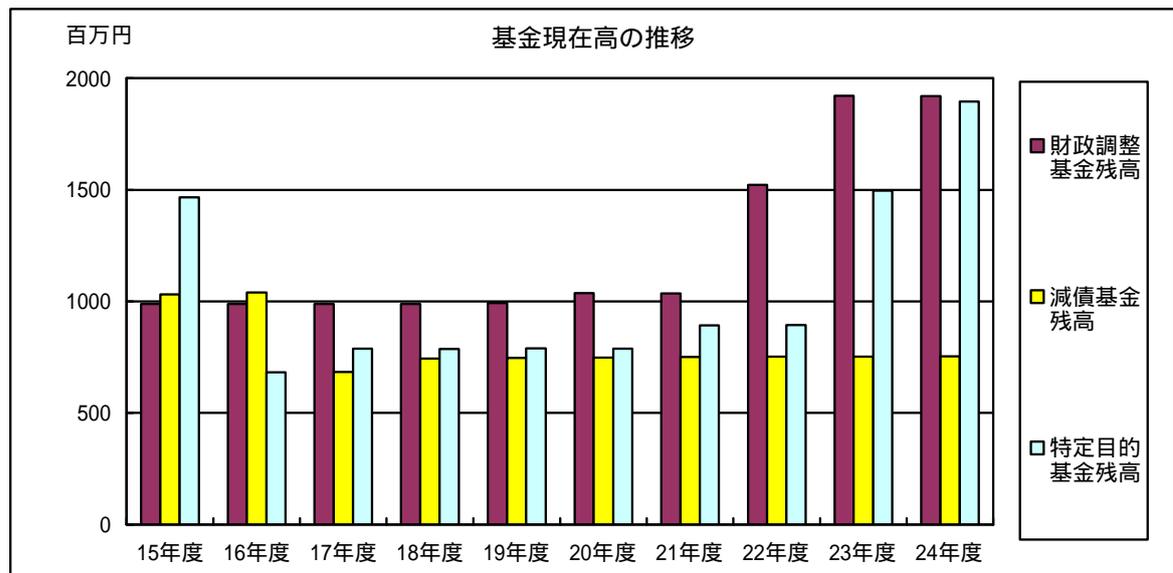
この間、平成 19 年度から平成 22 年度まで、公的資金の金利 5 % 以上のものについて繰上償還を実施しました。公的資金の繰上償還は、本来支払うはずであった利子分を補償金として負担する必要がありますが、この 3 ヶ年間の臨時特例措置として補償金負担の免除が認められたため、本市では 4 億 9,181 万円の政府資金繰上償還を実施しました。

## 8 . 基金の状況

基金は家計での預貯金に当たり、通常の年は可能な限り積み立てをし、臨時の出費があるときには取り崩して使っています。東根市には、年度間の財源調整のための財政調整基金、市債償還のための減債基金、特定の目的のために設置した基金（特定目的基金）があります。

平成 24 年度で主な増減があったものは、地域振興基金に 160.4 万円、公共文化施設整備基金に 4 億 116.5 万円が増額となり、ふるさとづくり基金は子ども遊び場の遊具整備に一部充当したため 278.3 万円が減額となっています。

基金積立額の推移及び現在高は次図のとおりです。



	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財政調整基金残高	988	988	988	989	994	1,037	1,036	1,522	1,921	1,920
減債基金残高	1,032	1,040	684	743	746	749	751	752	753	754
特定目的基金残高	1,467	683	789	788	790	789	893	894	1,496	1,896

特定目的基金の内訳

(単位：千円)

基金名	基金積み立て及び活用目的	24年度末現在高
地域振興基金	地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図ることを目的とする。	22,127
地域福祉基金	市内の民間団体が行う高齢者等の保健の向上及び福祉の増進を図るための活動を支援することにより、高齢者等が安らかな生活を営むことが出来る地域社会の形成に資することを目的とする。	940
ふるさと水と土保全基金	中山間地域における土地改良施設や地域資源の利活用等により農山村地域の活性化を図ることを目的とする。	10,000
公共文化施設整備基金	公共文化施設の整備に要する費用にあてることを目的とする。	1,062,127
小中学校建設基金	市立小中学校建設に必要な資金を積み立てることを目的とする。	760,983
アイジー基金	アイジー工業株式会社からの寄付金をもって基金を設置し、産業教育及び科学教育の振興費にあてることを目的とする。	39,356
ふるさとづくり基金	ふるさとづくり寄付金を基金に積立て、地域福祉の向上や地域資源の保全等の費用に充てることを目的とする。	767

## 9. 財政指標について

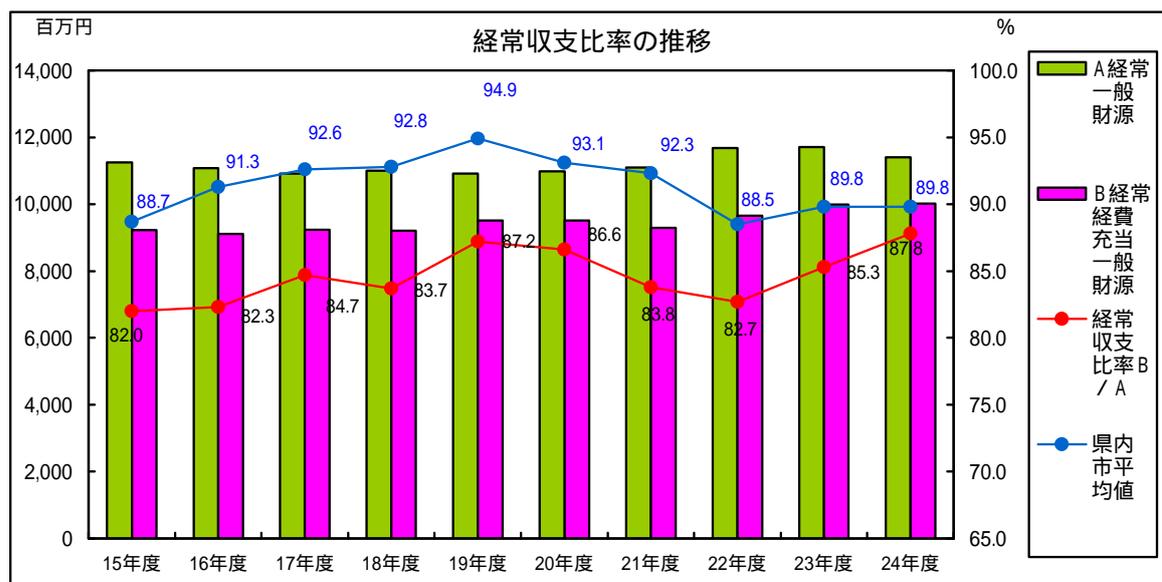
自治体が社会経済や行政需要の変化に対応していくには、財政構造の弾力性などが確保されていなければなりません。自治体の財政分析では、経常収支比率や財政力指数といった財政指標が用いられますが、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、財政の健全性に関する比率の公表の制度が設けられ、新たに健全化判断比率及び資金不足比率が加わりました。

### (1) 経常収支比率

経常収支比率とは、毎年度経常的に支出される経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）に対し、毎年度経常的に収入される経常一般財源（一般財源のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）が、どの程度充当されたかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものであり、この数値が小さいほど自由に使える一般財源が多いということになります。

経常収支比率は、一般的には70～80%の範囲に分布することが望ましいとされています。

本市の経常収支比率は80%強を維持し、県内他市と比較した場合には財政構造は弾力的で、政策選択の余地を保っていると言えます。



経常収支比率推移

(単位:百万円%)

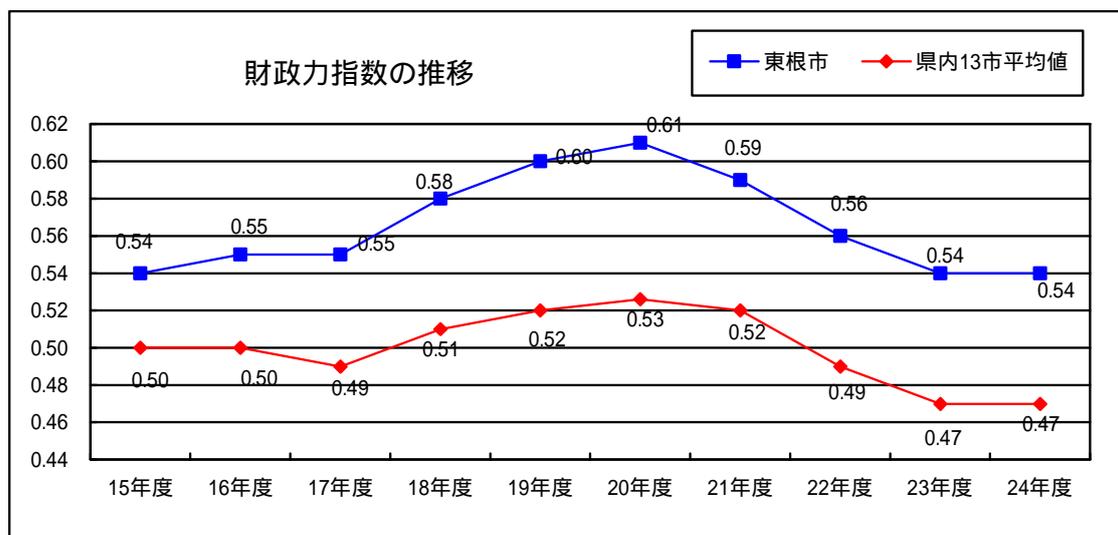
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A経常一般財源	11,251	11,073	10,913	11,000	10,910	10,982	11,091	11,681	11,711	11,404
B経常経費充当一般財源	9,224	9,108	9,239	9,209	9,513	9,510	9,293	9,661	9,990	10,017
経常収支比率 B / A	82.0	82.3	84.7	83.7	87.2	86.6	83.8	82.7	85.3	87.8
県内市平均値	88.7	91.3	92.6	92.8	94.9	93.1	92.3	88.5	89.8	89.8

## (2) 財政力指数

財政力指数は、人口や面積に応じて標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるか、自治体の財政力の強弱を表す指標で、この数値が「1」に近いほど財政力が強いことを表します。また、この指数は「基準財政収入額÷基準財政需要額」で計算されますので、景気向上等により税収が上がったり、行政サービスへの需要が減ったりすれば、この数値は上がる、ということになります。

この財政力指数が「1」以上の自治体は、財政力が強いと判断され普通交付税の不交付団体となり、「1」を超えた分だけ通常の水準を超えた行政活動が出来ることとなります。逆に、数値が「1」より小さいほど普通交付税に依存する割合が高いことを示します。

この強さは自主財源、特に税収の多寡により決まりますが、本市の場合、県内市平均を上回る水準で推移しており、「1」には遠いですが、平成24年度決算値では県内13市中3番目に良い数値となっております。



## (3) 健全化判断比率・資金不足比率

昭和30年制定の地方財政再建促進特別措置法では、再建団体の基準しかなく早期是正機能がなかったことや、収支の指標のみで負債等のストックが対象外だったことなどの課題がありました。そこに夕張市の財政破綻問題が起きたことで、再生法制の見直しが一気に進み、財政指標が一定水準以上に悪化した場合に財政の早期健全化や再生を義務付けること等を内容とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)が平成19年6月22日に公布されました。これにより、財政の健全性に関する比率の公表の制度が設けられ、当該比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図ることになっています。

### 1) 平成24年度決算 健全化判断比率の状況

	東根市	県内13市平均	H24早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	1 13.16%	20.00%
連結実質赤字比率	-	-	2 18.16%	30.00%
実質公債費比率	13.2%	13.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	53.1%	96.7%	350.0%	-

1 財政規模に応じ11.25～15.00%

2 財政規模に応じ16.25～20.00%

### 2) 各健全化判断比率の定義

実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ）に対する比率

連結実質赤字比率 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（ ）に対する比率

将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（ ）に対する比率

（ ）標準財政規模から元利償還金に対する基準財政需要額算入額を控除した額

### 3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、「元利償還費の水準」を測る指標として、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、従来の起債制限比率について一定の見直しを行った新たな指標です。

従前の起債制限比率算定の際に計上していた一般会計等の元利償還金に加え、公営企業の元利償還金に対する繰出金や、他の自治体と共同で行っている病院事業やごみ処理事業などの一部事務組合の元利償還金に対する負担金も反映させるもので、これまでの起債制限比率に比べ、より自治体の実態を示すものとして平成17年度決算から用いられています。

実質公債費比率が18%を超えた自治体は、協議制となった市債発行制度において、今後の財務の見通しを示した「公債費負担適正化計画」を提出のうえ、発行に際し許可を受ける必要があります。また、25%を超えれば単独事業の起債が制限されます。

本市の実質公債費比率は、これまで起債抑制により年々減少しており、平成24年度決算においては13.2%となっています。

#### 実質公債費比率推移

決算年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
東根市	15.7%	15.0%	14.6%	13.8%	13.2%
県内13市平均値	17.9%	17.1%	15.7%	14.5%	13.3%

#### 4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額や公営企業への繰出見込額、一部事務組合への負担見込額、土地開発公社負債額負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉え、標準財政規模を基本とした額に対する比率を示した指標で、健全化法の施行に伴い、平成 19 年度決算から用いられました。

将来負担比率が 350%を超えると早期健全化団体として、財政健全化計画を策定のうえ、早期健全化に取り組まなければなりません。本市の 24 年度決算将来負担比率は 53.1%であり、県内 13 市中 3 番目で平均値 96.7%を大幅に下回っています。

#### 5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率で、健全化法の施行に伴い、毎年度、公営企業ごとに比率算定と公表が義務付けられました。

資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合には、経営健全化計画を定め、財政の早期健全化に準じた公営企業の経営健全化に取り組むことが求められています。

本市の公営企業は、平成 24 年度決算ではいずれの事業も資金不足は発生しておらず、資金不足比率はありません。

公営企業名	資金不足比率	県内 13 市平均	経営健全化基準
上水道事業	-	-	20%
工業用水道事業	-	-	
公共下水道事業	-	-	
簡易水道事業	-	-	

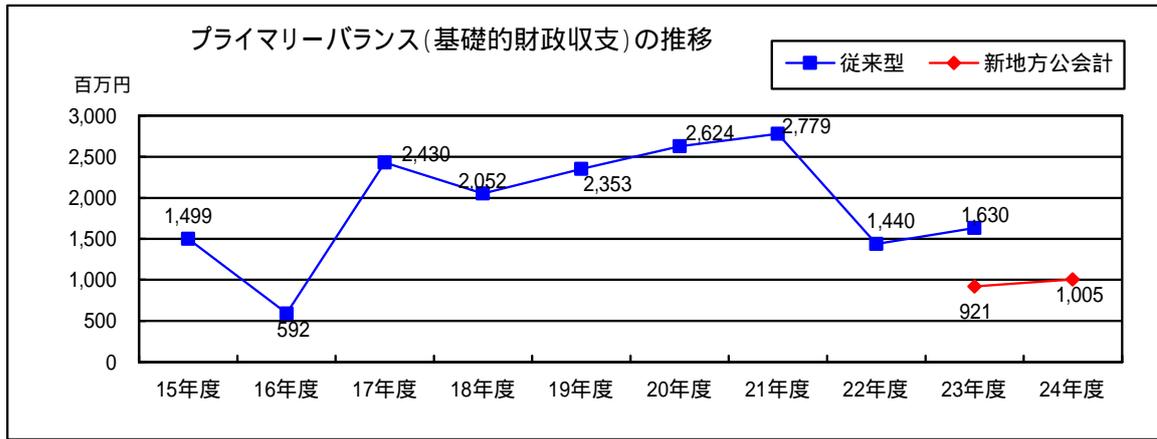
## 10. プライマリーバランスについて

プライマリーバランスは、新たな借金である地方債を除いた歳入から、過去の借金の元利払いを除いた歳出を差引いた収支のバランスのことをいいます。

プライマリーバランスが赤字であれば、借金返済以外の経費を賄うために新たな市債を発行する状態であることを示し、債務残高が増加することを意味します。この場合、将来への資産もまた増加することになりますが、将来世代の負担が増加するため、将来を見据えた財政運営が必要となります。

本市のプライマリーバランスは、大型プロジェクト事業を継続的に行ってきたことなどから、市債の償還を上回る多額の新たな市債発行が必要となり、平成 11 年度までは赤字で推移してきましたが、平成 12 年度以降は黒字に転じ、職員数の削減をはじめとする行政改革の実施、新規市債発行の抑制、繰上償還の実施など、本市が進めてきた行財政改革の取組みの成果が表れていると言えます。

なお、平成 24 年度決算からプライマリーバランスの算出方法を従来型から新地方公会計制度（総務省改訂モデル）に変更したため、比較のために平成 23 年度分も新方式で算出しています。



**プライマリーバランス推移**

(単位：百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
プライマリー バランス(従来型)	1,499	592	2,430	2,052	2,353	2,624	2,779	1,440	1,630	-
市債発行額(A)	1,780	2,936	1,210	1,327	791	507	772	1,926	1,456	-
市債償還額(B)	2,782	2,998	2,996	2,923	2,686	2,693	2,686	2,257	2,271	-
(A)-(B)	-1,002	-62	-1,786	-1,596	-1,895	-2,186	-1,914	-331	-815	-
プライマリーバランス (新地方公会計) (1)=(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)+(8)									921	1,005
歳入決算額(2)									18,833	17,890
繰越金(3)									1,110	816
市債発行額(4)									1,456	1,303
財政調整基金取崩額(5)									10	8
歳出決算額(6)									18,017	17,002
市債償還額(7)									2,271	2,235
財政調整基金積立額(8)									410	9

\* 従来型の算定

プライマリーバランス = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 市債発行額 + 市債償還額

新地方公会計による算定

プライマリーバランス = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 市債発行額 + 市債償還額

- 繰越金 - 財政調整基金取崩額 + 財政調整基金積立額